

河合町バリアフリー推進協議会設置規約

(平成24年8月7日制定)

(平成27年2月16日最終改正)

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定により河合町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、基本構想に基づくバリアフリー化事業の実施を円滑に進めるため、同法第26条第1項の規定に基づき、河合町バリアフリー推進協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、河合町バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号河合町役場に置く。

(協議事項等)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 基本構想の策定に係る協議に関すること。
- (2) 基本構想の管理運営に関すること。
- (3) バリアフリー特定事業（法第2条第22号に規定する特定事業をいう。）の実施、計画及び調整に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 顧問1人
- (2) 会長1人
- (3) 副会長1人
- (4) 監事2人

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 河合町長を協議会の顧問とする。

2 顧問は、協議会の運営に関し指導助言をするほか、会議に出席し意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、河合町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第9条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議の会議録等は、原則として公開する。ただし、会議録等の記載内容のうち非公開としなければならない事項については、河合町情報公開条例(平成11年条例第2号)の規定を準用する。

7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は

会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会及び幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議または調整をするため、必要に応じ協議会に部会及び幹事会を置くことができる。

2 部会及び幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第15条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合の協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年8月7日から施行する。

2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規約は、平成24年12月19日から施行する。

- 4 この規約は、平成25年5月14日から施行する。
- 5 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成27年2月16日から施行する。

[別表] 河合町バリアフリー推進協議会 委員名簿

	所属	職名	備考
(顧問)	河合町	町 長	
(会長)	河合町	副 町 長	
(副会長)	学識経験者	—	
委員 (順不同)	河合町総代・自治会長会	会 長	
	河合町議会	議 員	(監事)
	河合町議会	議 員	
	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長	
	奈良県県土マネジメント部道路環境課	課 長	
	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局地域デザイン推進課	課 長	
	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局建築課	課 長	
	奈良県高田土木事務所	所 長	
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	
	西和警察署	署 長	
	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事	
	奈良県タクシー協会	専務理事	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部大阪輸送統括部	施設部 工務課長	
	奈良交通株式会社 自動車事業本部乗合事業部	部 長	
	王寺タクシー株式会社	代表取締役	
	河合町まちづくりの会	座 長	
	河合町老人クラブ連合会	会 長	
	河合町社会福祉協議会	会 長	
	河合町身体障害者協会	会 長	
	リバティーほっかつ河合作業所	所 長	
	河合町商工会	会 長	
	河合町婦人会	会 長	
	河合町総務部	部 長	(監事)
河合町まちづくり推進部	部 長		
河合町福祉部	部 長		
河合町住民生活部	部 長	※新規就任	
河合町教育委員会事務局教育部	部 長		

河合町バリアフリー推進協議会財務規程

(平成24年8月7日制定)

(平成27年2月16日最終改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、河合町バリアフリー推進協議会設置規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、河合町バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。
また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度の事業開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書を協議会の顧問である河合町長（以下「町長」という。）に報告しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製のうえ専決し、次回の協議会に報告しなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 収入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、河合町（以下「町」という。）の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費を充用をしたときは、次回の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れしなければならない。

(協議会の出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、町の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第9条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の内容を速やかに町長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年8月7日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、第3項中「毎年4月1日」とあるのは「第1回の協議会の日」に、読み替えるものとする。

2 この規程は、平成27年2月16日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金
2. 補助金	1. 補助金	1. 補助金
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金
4. 諸収入	1. 諸収入	1. 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1. 運営費	1. 会議費	1. 会議費
	2. 事務費	1. 事務費
2. 事業費	1. 事業費	1. 事業費
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費

河合町バリアフリー推進協議会事務局規程

(平成24年8月7日制定)

(平成27年2月16日最終改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、河合町バリアフリー推進協議会設置規約第13条第3項の規定に基づき、河合町バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、河合町（以下「町」という。）まちづくり推進部まちづくり推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、町の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は、重要と認められる事項についてはこの限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及

び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年8月7日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年2月16日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
河合町バリア フリー推進協 議事会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 河合町バリア フリー推進協 議事会長の印 </div>	てん書	21 × 21	会長名を もって発 する文書	1	事務局長